

カナダの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

カナダは、北米大陸の北側において世界で 2 番目に広い国土を有し、10 州と 3 準州から構成される連邦制の立憲君主制国家である。

11 世紀頃からヴァイキングがニュー・ファンドランド島に到達していたが、本格的にヨーロッパからの移住が始まったのは 16 世紀前半からであり、1583 年にはイングランドがニュー・ファンドランド島に初の海外植民地を建設した。他方、フランスは、1608 年に、ケベックに交易所を設立した。それ以降、英国とフランスの間で植民地争奪が激しくなり、1756 年には「7 年戦争」が勃発した。その結果、1763 年には、英国の支配権が確立するに至った。その後、1867 年に自治領として認められたカナダは、1926 年に英国から外交権を獲得し、1931 年のウェストミンスター憲章で承認された。1982 年にカナダ憲法の成立により、完全に英国から独立した²。

カナダの公用語は、英語及びフランス語である。ケベック州ではフランス語系住民が約 8 割を占めており、分離独立を求める動きもある。

カナダの法制度は、いわゆる英米法系に属するといえる³。より具体的に言えば、カナダの法制度は、連邦及びほとんどの州・準州では英国法⁴、ケベック州ではフランス法を継受し、米国法の影響も受けつつ（但し、カナダと米国の法制度は、英国法を継受したという点では共通するものの、大きく異なる点が少なくない）、カナダ独自の発展を遂げてきた⁵。

カナダは連邦制の国家であり、カナダの法制度は、連邦・各州の判例及び制定法から構成される。本稿は、基本的に、連邦法を対象とする。

II 憲法

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるカナダの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2017 年版』（二宮書店、2017 年）411～412 頁等を参照した。

³ 但し、ケベック州は、フランスの植民地であったことから、大陸法たるフランス法の影響を強く受けている。

⁴ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウエールズ」の法体系を指す。

⁵ 佐藤信行著「カナダの憲法と法律」（『はじめて出会うカナダ』（日本カナダ学会編、2009 年）所収）98 頁。

1 総説

カナダの憲法は、非常に複雑な構成となっている。憲法を構成するものとしては、①「1982年憲法」(Constitution Act, 1982)を「別表 B」として含む「1982年カナダ法」(Canada Act, 1982)、②「1982年憲法」の附則に掲げられた法令(「1867年憲法」(Constitution Act, 1867)⁶を含む)、③上記の①及び②を改正する法令、④憲法習律がある⁷。

1867年憲法の体系は表1、1982年憲法の体系は表2のとおりである⁸。

表1：1867年憲法の体系⁹

第1章 序文			第1条～第2条
第2章 連邦			第3条～第8条
第3章 執行権			第9条～第16条
第4章 立法権	元老院		第21条～第36条
	庶民院		第37条～第52条
	金銭法案の表決 国王裁可		第53条～第57条
第5章 州の組織	執行権		第58条～第68条
	立法権	1 オンタリオ	第69条～第70条
		2 ケベック	第71条～第80条
		3 オンタリオ及びケベック	第82条～第87条
		4 ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィック	第88条
		5 オンタリオ、ケベック及びノヴァ・スコシア	
		6 4つの州	第90条

⁶ 1867年憲法は、1982年までは、「1867年英領北アメリカ法」(British North America Act, 1867)と呼ばれていた。

⁷ 佐藤・前掲書 102頁。

⁸ なお、1867年憲法及び1982年憲法の英文は、カナダ政府の下記ウェブサイトに掲載されている。

<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/Const/>

⁹ 表の作成にあたっては、齋藤憲司著『各国憲法集(4) カナダ憲法』(国立国会図書館調査及び立法考査局、2012年) 24～69頁等を参照した。

第 6 章 立法権の配 分	議会の権限		第 91 条
	州の議会の専属的権 限		第 92 条
	非再生天然資源、森 林資源及び電力エネ ルギー		第 92A 条
	教育		第 93 条～第 93A 条
	オンタリオ、ノヴ ァ・スコシア及びニ ュー・ブランズウィ ックにおける法の統 一		第 94 条
	老齢年金		第 94A 条
	農業及び移民		第 95 条
第 7 章 司法			第 96 条～第 101 条
第 8 章 歳入、債務、 資産、課税			第 102 条～第 126 条
第 9 章 雑則	総則		第 128 条～第 133 条
	オンタリオ及びケベ ック		第 134 条～第 144 条
第 10 章 植民地間 鉄道			
第 11 章 他の植民地 の加入			第 146 条～第 147 条
別表			別表第 1～別表第 6

表 2 : 1982 年憲法の体系¹⁰

第 1 章 権利及び自由に関 するカナダ憲章	権利及び自由の保障	第 1 条
	基本的自由	第 2 条
	民主的権利	第 3 条～第 5 条
	移転の権利	第 6 条
	司法上の権利	第 7 条～第 14 条
	平等権	第 15 条
	カナダの公用語	第 16 条～第 22 条

¹⁰ 表の作成にあたっては、齋藤・前掲書 70～87 頁等を参照した。

	少数言語教育権	第 23 条
	執行	第 24 条
	一般規定	第 25 条～第 31 条
	憲章の適用	第 32 条～第 33 条
	引用	第 34 条
第 2 章 カナダの先住民の権利		第 35 条～第 35.1 条
第 3 章 平等化及び地域的不均衡		第 36 条
第 4 章 憲法会議		
第 4.1 章 憲法諸会議		
第 5 章 カナダ憲法の改正 手続		第 38 条～第 49 条
第 6 章 1867 年憲法の改正		第 50 条～第 51 条
第 7 章 総括規定		第 52 条～第 61 条
1982 年憲法別表		

2 統治機構

1867 年憲法は、統治機構に関する多くの規定を含んでいるが、統治機構に関する全ての事項が明文で規定されているとは限らない。例えば、カナダの議院内閣制や下院による内閣不信任の手続については 1867 年憲法には明文規定が無く、憲法習律によるものである¹¹。

(1) 総督・枢密院

カナダでは、連邦には総督（Governor General）が、また、州には副総督（Lieutenant Governor）が置かれている。1867 年憲法は、行政権を国王に付与し、それを総督が代理行使するという建前を採っているが、実際には、首相と大臣によって行使される¹²。現在では、総督の権限のほとんどは形式的なものとなっている。

枢密院は、制度上は、政府に助言を行う機関と位置付けられるものであるが、実際には、全体会議が開催されたことはなく、現役の大臣等の一部の者により儀式として開催されるにすぎない。憲法上、内閣について明文で規定されていないことから、内閣の命令は、形式上は「枢密院令」（Order in Council）として枢密院が行っている¹³。

(2) 連邦と州

¹¹ 齋藤・前掲書 3 頁。

¹² 齋藤・前掲書 9 頁。

¹³ 齋藤・前掲書 9 頁。

カナダは連邦制を採っており、連邦と州がある。1867年憲法 91 条は、連邦議会の立法権限につき、①公債及び公有財産、②通商の規制、③失業保険、④租税による金銭の徴収、⑤公の信用による金銭の借入、⑥郵便事業、⑦人口調査及び統計、⑧軍及び国防、⑨連邦政府の職員の給与及び手当の決定及び支給、⑩通貨及び貨幣、⑪銀行業務、銀行法人の設立及び紙幣の発行、⑫破産及び支払不能、⑬発明及び発見の特許、⑭著作権、⑮刑事裁判権を有する裁判所の構成を除き、刑事事件の手續を含む刑事法、⑯刑務所の設置、維持及び管理等とさまざまな事項を列挙しているが、州の議会に専属的に付与された事項を除く全ての事項に関し、連邦議会が立法権限を有する。この点、米国では、連邦の権限とされた事項以外のものは全て州法の規制対象であるとされており、原則と例外が逆になっている。

また、1867年憲法には、連邦優位の規定がみられる。例えば、①連邦政府が、州の副総督を任命する権限を有すること（58条）、②連邦政府が、州の高等裁判所、地方裁判所及び県裁判所の裁判官を任命する権限を有すること（96条）等である。

各州は成文憲法を有しないが、1867年憲法において州の組織等に関する規定があるほか、各州で制定された議会法、選挙法等、憲法習律及び判例が適用される¹⁴。1867年憲法 92条によると、州の議会の専属的権限には、①州の目的のために歳入を徴収するための州内における直接税、②州のみの信用による金銭の借入、③州の官職の設置及び任期並びに州の職の任命及び給与、④州内にある州のための刑務所及び感化院の設置、維持及び管理、⑤州の目的を有する会社の設立、⑥州における財産権及び市民権、⑦刑事及び民事の裁判権の裁判所の構成、維持及び組織並びにこれらの裁判所における民事事件の手續を含む州の司法行政等がある。

（3）議会

連邦制を採るカナダには、連邦議会と各州の議会がある。前述したとおり、1867年憲法は、州の専属的立法管轄とされた事項を除き、連邦議会に対し、一般的な立法権を認めている。

連邦議会は、国王、上院たる元老院（Senate）及び下院たる庶民院（House of Commons）から構成される。

州代表としての性格を有する元老院の議員は、首相の助言に基づき、総督が国王の名において任命する。定年制が採用されており、定年は満 75 歳である。元老院の機能は、立法、審議及び調査の 3 つであり、「冷静な再考」という役割が期待されている。

庶民院の議員は、選挙により選出された 308 名の議員により構成される。庶民院は 4 年以内に解散されることが、憲法習律となっている。法律案は、通常、庶民院で先に審議される。

なお、州議会は、現在では、全て、一院制が採られている。

¹⁴ 齋藤・前掲書 15 頁。

(4) 行政

憲法上、内閣の組織に関する規定はなく、内閣は、形式上、枢密院の名において権限を行使する。内閣の任期についても、とくに定まてはいない。内閣の命令は、「枢密院令」という形式をとる。議院内閣制等の議会との関係についても憲法には規定がなく、憲法習律により運用される。庶民院において内閣の不信任動議が可決され又は信任動議が否決されたときは、内閣は、総辞職するか、総督に対し議会の解散及び総選挙の実施を求めることになる。

内閣を主宰するのは首相である。首相は、総督に助言することにより大臣を任命・罷免することができるため、實際上、その権限は強いといえる。

(5) 司法

連邦制を採るカナダには、連邦裁判所の系列（連邦控訴裁判所、連邦裁判所等）と、州裁判所の系列（州控訴裁判所、州高位裁判所、州裁判所等）とがある。カナダ最高裁判所は、連邦法に関する事件について連邦控訴裁判所からの上訴事件を管轄するだけでなく、州法に関する事件について州控訴裁判所からの上訴をも管轄する権限を有する。この点、米国とは異なる制度となっている。

カナダ最高裁判所の判事は、首相の助言に基づき、総督が 9 名を指名するが、うち 3 名以上はケベック州出身でなければならない。

カナダ最高裁判所は、憲法の解釈や連邦法又は州法の合憲性等の問題について、連邦政府から意見を求められた場合、「勧告意見」を出すことができる。カナダ最高裁判所が勧告意見を出すにあたっては、通常の訴訟手続の場合と同様に審理され、詳細な理由が付される。また、勧告意見は、最高裁判例集に搭載される。これらのことから、勧告意見には、事実上の先例拘束力があるといわれている。

3 人権

1867 年英領北アメリカ法は、人権規定を含んでいなかったが、長い論争の末、連邦議会は、カナダ権利章典（Canadian Bill of Rights）を制定した。しかし、当該権利章典は、憲法ではなく議会制定法であったため、他の法律に優位する効力を有しなかった。そこで、1982 年憲法は、その第 1 章「権利及び自由に関するカナダ憲章」（Canadian Charter of Rights and Freedoms）等において、さまざまな人権を規定した。ほとんどの人権は、日本国憲法にも規定されているようなものであるが、特徴的なものとしては、例えば、①英語及びフランス語が同等の公用語とされ、連邦議会、政府機関、裁判所等における英語及びフランス語の使用が保障されていること（16～22 条）、②少数住民言語話者が自分の子どもに当該言語による初等・中等教育を受けさせることができる権利が保障されていること（23 条）、③「カナダの先住民の権利」について明文規定を置いて保障していること（35 条及び

35.1 条) 等である。

移動する権利及び生計を得る権利並びに平等権については、積極的優遇措置計画（アーマティブ・アクション・プログラム）が規定されていることが注目される。即ち、移動する権利及び生計を得る権利については、「州の就業率がカナダ全体の就業率より低い場合に、その州において社会的又は経済的に不利な立場にある個人のその州における状態を改善することを目的とする法律、計画又は事業を妨げるものではない。」（6 条 4 項）と規定され、また、平等権については、「人種、民族若しくは種族、皮膚の色、宗教、性別、年齢又は精神的若しくは肉体的障害の理由で不利な境遇にある人々を含む恵まれない個人又は団体の状態の改善を目的とする法律、計画又は事業を妨げるものではない。」（15 条 2 項）と規定されている。

但し、1982 年憲法の 33 条は、連邦議会及び州の議会は、表現の自由を含む基本的自由（2 条）、司法上の権利（7 条～14 条）及び平等権（15 条）の規定があるにもかかわらず、5 年以内の間、議会制定法が適用される旨を宣言することができる（再制定の宣言により、さらに 5 年以内の延長も可能）ものとしている。

1982 年憲法には、国民の義務に関する規定はない。

III 民法

カナダのほとんどの州には、ドイツやフランスの民法典のように明確で確立された民法体系は無い（但し、ケベック州では、州議会により、全 10 編で 3000 条を超える民法典が制定されている）。主にコモン・ローにより形成されたカナダの民法を説明する場合、一応、以下のように、「契約法」、「不法行為法」及び「財産法」に分けることが便宜であろう。

1 契約法

カナダにおける契約法（Contract Law）は、コモン・ローが重要であるが、さまざまな制定法が存在している（州によって異なるが、動産売買契約、消費者契約等の契約類型について制定法が存在する）。契約法分野における各州の判例の内容は、基本的には似かよっているといえるが、各州の制定法により修正されている場合もある。

カナダの契約法の下では、契約が成立するための基本的要素として、①当事者間に法的関係を創出しようとする意思があること、②契約についての両当事者の合意、即ち「申込」（offer）と「承諾」（acceptance）があること、③契約当事者間で「約因」（consideration）の取り交わしがあつたことが挙げられる。「約因」とは、「受約者が約束者に利益を与えるか、又は約束者が不利益を被ること」、又は「約束者に対し受約者が支払う対価」をいう¹⁵。裁判所が、上記①（「当事者間に法的関係を創出しようとする意思があること」）の有無を判断するにあたっては、（当事者が主観的に何を意図したかではなく、）「合理的人間は、契

¹⁵ 『イギリス法入門〔第2版〕』（田島裕著、信山社、2009年）47頁。

約当事者の行為を観察することによって、彼らが（契約により）拘束されるという意思を有していたことを理解するであろうか」という基準による¹⁶。

2 不法行為法

カナダの不法行為法（Tort Law）は、英国のコモン・ローから発展したものであり、英国の判例の影響を受けているが、米国及びオーストラリア等の判例の影響も受けている。州によっては、土地占有者の責任、プライバシーの侵害、寄与過失等についての制定法が存在する場合もある。故意（intention）又は懈怠（negligence）による不法行為を規律する法の主要部分は、各州において似かよっている。コモン・ローにより、他人を害する可能性のあることが予見可能な作為又は不作為を回避するための合理的な注意をすべき一般的な注意義務が課されていると考えられる。また、製造業者、専門職、危険性の高い状況を作成する者、土地の占有者は、合理的な注意義務を負う¹⁷。

3 財産法

不動産に係る財産法の分野においても、コモン・ローが重要であるが、さまざまな制定法が存在している。カナダにおける不動産登記制度には、「土地登記制度」及び「権原登記制度」がある。両方の制度を併用している地域と、一方の制度のみを採用している地域がある。土地登記制度が適用される地域では、土地特別区画にある全ての書類が登記所に登記され、土地購入希望者は、全ての関係書類を調査して、土地に関する登記上の法的効力を確認しなければならない。他方、権原登記制度が適用される地域では、土地所有権者の権原は中央登記所に登記することによって根拠づけられ、土地購入希望者は、土地の権利関係につき、中央登記所に行って確認することができる¹⁸。

IV 会社法

カナダにおける事業運営の形態としては、会社（Corporation）、パートナーシップ（Partnership）等がある。

カナダで会社を設立する場合、連邦法人と州法人のどちらを選択することも可能である。連邦法人については、カナダ事業法人法（Canada Business Corporations Act）が制定されている。各州においては、当該州の事業法人に関する法令が制定されている。複数の州で事業活動を行うことを予定している場合は連邦法人を、1つの州のみで事業活動を行う

¹⁶ 「カナダ法概観」（新潟大学法学部日加比較法政研究会編『カナダの現代法』（御茶の水書房、1991年）所収）28～29頁（佐藤岩昭執筆部分）。

¹⁷ 前掲「カナダ法概観」26～28頁（佐藤岩昭執筆部分）。

¹⁸ 前掲「カナダ法概観」30～32頁（桑原昌宏＝田崎栄昭執筆部分）。ヨースト・ブロム著「コモン・ローと制定法」（森島昭夫＝ケネス・M・リシック編『カナダ法概説』（有斐閣、1984年）所収）19頁。

ことを予定している場合は州法人を、選択することが考えられる¹⁹。但し、連邦法人を選択する場合、カナダ事業法人法の規定により、取締役の25%以上はカナダ居住者でなければならない。オンタリオ州法人の場合も、やはり、取締役の居住者要件が課されている。州法人に取締役の居住者要件を課していない州としては、ブリティッシュ・コロンビア州、ケベック州、ニュー・ブランズウィック州、ノバ・スコシア州、プリンス・エドワード・アイランド州等がある。

V 民事訴訟法

前述したとおり、カナダの裁判所制度は、連邦裁判所の系列（連邦控訴裁判所、連邦裁判所等）と、州裁判所の系列（州控訴裁判所、州高位裁判所、州裁判所等）とがある。カナダの裁判所制度の頂点に位置するのは、カナダ最高裁判所である。

カナダの州裁判所における民事訴訟手続は、各州の州法により規定されている。カナダにおける民事訴訟手続の主な特徴は、以下のとおりである。①公判前手続におけるディスカバリー（証拠開示）は、米国ほど広くは行われていない。②訴訟で敗訴した当事者が、勝訴した当事者の訴訟費用の一部を支払わなければならない。③ビジネス関連の訴訟において、陪審裁判が行われることは稀である。④懲罰的損害賠償が認められるのは、原告の持つ権利に対する意図的な軽視があったとみられる事件に限定される²⁰。また、カナダの州裁判所においては、英国ほどには、先例拘束性の原則は厳密に適用されていないといわれている²¹。

VI 刑事法

カナダでは、刑法及び刑事訴訟法は連邦議会が制定するが、一般刑事裁判及び行刑は各州の管轄に属する。

英国における刑法の分野は、コモン・ローにより発展してきた。カナダも英国刑法の影響を受けてきたが、連邦議会が、カナダ全土（ケベック州も含む）に適用される刑法典を制定し、コモン・ローの内容を条文化して制定法上の犯罪に関してのみ罪を問われることとしたことから、コモン・ロー上の犯罪は存在しなくなった²²。しかし、刑法典の適用にあたっては、現在でも、英国及びカナダの判例法が参照されることが多く、とくに抗弁については、刑法典には規定されていないコモン・ロー上の抗弁を主張することは可能であ

¹⁹ 『カナダ事業関連法ガイド』（ジェトロ、2014年）2頁。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2014/07001907.html>

²⁰ 前掲『カナダ事業関連法ガイド』11頁。

²¹ ブロム・前掲書 27～28頁。

²² 佐藤・前掲書 100頁。

るとされている²³。

カナダでは、犯罪は、①略式手続の対象となるもの、②正式起訴手続の対象となるもの、及び③択一手続の対象となるものの3つに分類される。略式手続の対象となる場合は、2000ドル以下の罰金又は6か月以下の自由刑に処することができるのみである。正式起訴手続の対象となる場合は、2年未満の自由刑から終身刑までの自由刑に処することができる。択一手続の対象となる場合は、検察官が、略式手続と正式起訴手続のいずれとするかを選択することができる。カナダでは、予備審問制度（正式な裁判に先立って、当該事件を正式な裁判にかけることを正当とする十分な理由があるか否かを予備審問官が決定するという制度）が採られており、その際に用いられる判断基準は、シェパード・テスト（合理的な陪審員が適切な教示を受ければ、それに基づいて有罪の評決を下し得るほどの証拠が存在するか否か）である²⁴。

VII 参考資料

以上、カナダ法の概要を簡単に紹介してきたが、カナダ法については、米国法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

カナダ法全般に関する単行本としては、森島昭夫＝ケネス・M・リシック編『カナダ法概説』（有斐閣、1984年）及び新潟大学法学部日加比較法政研究会編『カナダの現代法』（御茶の水書房、1991年）があるが、いずれも刊行後かなり長い年月が経過しているため、アップデートが望まれる。比較的新しいものとしては、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。

カナダの連邦法を無料で調査するための情報源としては、例えば、カナダ政府のウェブサイト「Justice Laws Website」²⁵、カナダ法律協会（the law societies of Canada）のウェブサイト「CanLii」²⁶等がある。

以上に述べてきたとおり、カナダの法制度は、日本の法制度とは異なる点が多岐にわたる。判例法を中心とするカナダの法制度は、日本の法制度とは異なる法的概念が用いられることもあり、成文法を主とする日本の法体系を学んだ者にとっては、カナダ法には、とっつきにくい面があることは否定できない。しかし、米国や英国の法制度だけでなく、カナダの法制度の動向についても注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.45 No.6』（国際商事法研究所、2017年、原題は「世界の法

²³ 前掲「カナダ法概観」23頁（小野坂弘執筆部分）。

²⁴ 前掲「カナダ法概観」23～24頁（小野坂弘執筆部分）。

²⁵ <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/>

²⁶ <https://www.canlii.org/en/>

制度〔米州編〕第2回 カナダ〕。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。